

平成 20 年 7 月 31 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

優先出資証券発行に係わる特別目的子会社の設立について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄）は、本日開催の取締役会において、将来の資本政策の柔軟性を高めるために、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当社の 100%出資子会社 MUFG Capital Finance 7 Limited を設立することを決定しました。

また、今回発行する優先出資証券の概要は以下のとおりであり、今後、具体的な条件を決定する予定です。なお、本優先出資証券は、BIS 自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定です。

発行体	MUFG Capital Finance 7 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当社が議決権を 100%所有する特別目的子会社
証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません
発行総額	2,000 億円を目処に、投資家の需要動向等に応じて決定する (ただし、増額する場合でも 2,300 億円は超過しない)
配当率	未定
資金使途	当社の連結子会社である株式会社三菱東京 UFJ 銀行および 三菱 UFJ 信託銀行株式会社の資本増強に充当
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の 一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位
発行形態	国内私募（適格機関投資家限定）
引受金融商品 取引業者	三菱 UFJ 証券株式会社、野村證券株式会社 モルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社

(注) 関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。

以上

ご注意：この文書は、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループの子会社の優先出資証券発行に係わる株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループによる子会社株式取得に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本優先出資証券は、1933 年米国証券法に基づく登録は行われておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。